

草加市生涯学習情報提供サイトの設置及び運営に関する規約

平成26年4月1日
草教告示第7-2号

(趣旨)

第1条 この基準は、生涯学習に関する情報を発信することで、草加市における生涯学習活動の活性化を図るため、草加市生涯学習情報提供サイト（以下「サイト」という。）を設置し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

(運営者)

第2条 このサイトは、地域情報ポータルサイト「まいふれ」上において生涯学習課が運営する。

(定義)

第3条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 施設 生涯学習の活動の場としてサイトに登録された公共施設等をいう。
- (2) 登録団体 教育委員会の承認を受け、サイトに登録された生涯学習活動を行う団体をいう。
- (3) 登録指導者 教育委員会の承認を受け、サイトに登録された指導者をいう。

(提供情報)

第4条 このサイトにより提供する情報（以下「提供情報」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 施設、登録団体及び登録指導者の概要に関する情報
- (2) 施設、登録団体及び登録指導者が主催する各種イベントに関する情報
- (3) 施設、登録団体及び登録指導者の活動状況に関する情報
- (4) 市及び教育委員会等から提供される情報
- (5) その他運営者が必要と認められる情報

(登録)

第5条 このサイトに登録しようとする団体及び指導者は、草加市生涯学習情報提供サイト登録申請書（第1号様式）により、教育委員会に申請しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定に基づく申請について、その内容を審査の上、草加市生涯学習情報提供サイト登録承認通知書（第2号様式）又は草加市生涯学習情報提供サイト登録不承認通知書（第3号様式）により、当該登録申請者に通知するものとする。

(ID及びパスワード)

第6条 運営者は、前条第2項の規定によりサイトの登録を承認された登録団体及び登録指導者（以下「登録者」という。）に対して、ID及びパスワードを交付する。

- 2 ID及びパスワードは、登録者が責任を持って管理する。
- 3 ID及びパスワードの譲渡、売買等の行為は禁止する。

(団体登録)

第7条 このサイトに登録することができる団体は、生涯学習活動を積極的に推進し、生涯学習活動を通じ、営利活動を行っていない者で、次の各号のいずれかに掲げる団体とする。

- (1) 草加市社会教育関係団体等登録要綱（昭和58年教委告示第7号）第3条に規定により草加市社会教育関係団体として登録された団体
- (2) 前号に準ずる団体

- (3) その他教育委員会が認める団体
(指導者登録)

第8条 このサイトに登録することができる指導者は、生涯学習活動を積極的に推進し、生涯学習活動を通じ、営利活動を行っていない者で、草加市生涯学習指導者バンク設置要綱（平成13年教委告示第13号）第3条の規定により指導者として登録された者とする。

(禁止事項)

第9条 登録者は、次に掲げる行為又はその恐れのある行為をしてはならない。

- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) 法令に反する行為
- (3) 他の登録者又は第三者の著作権を侵害する行為
- (4) 他の登録者又は第三者を誹謗し、又は中傷する行為
- (5) 他の登録者又は第三者に不利益を与える行為
- (6) 選挙運動、政治活動、宗教活動、営利活動又はこれに類似される行為
- (7) サイトの運営を妨害する行為
- (8) その他運営者が不相当と判断する行為

(提供情報の変更)

第10条 登録者は、その提供情報に変更の必要が生じたときは、速やかにサイトを通じて変更の手続きを行うものとする。

(登録の抹消、取消し等)

第11条 運営者は、登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その登録を取り消すことができる。

- (1) ID及びパスワードを不正使用した場合
- (2) 不正な登録があった場合
- (3) 第9条各号に掲げる行為を行った場合
- (4) その他、本基準のいずれかに違反した場合

2 教育委員会は、前項の規定により登録の取消しをしたときは、草加市生涯学習情報提供サイト登録取消通知書（第4号様式）により、登録者に通知するものとする。

3 登録者は、自ら登録の取消しを希望するときは、草加市生涯学習情報提供サイト登録抹消届（第5号様式）により、教育委員会に提出するものとする。

(サイトの停止、内容変更、閉鎖等)

第12条 運営者が必要と認めたときは、サイトの運営を一部又は全部を停止することができる。

2 運営者は、サイトの運営上必要があるときは、サイトの内容を変更し、追加し、又は削除することができる。

3 運営者は、一定の予告期間をもってサイトを閉鎖することができる。

(免責事項)

第13条 提供情報及びサイト運営に係る技術的な問題等に起因して生じた損害について、教育委員会は一切の責任を負わないものとする。

2 提供情報の正確性、完全性について、教育委員会は保証する責任を負わないものとする。

3 登録者は、自己の提供情報について他の登録者又は第三者と紛争が生じた場合は、自己の費用と責任においてこれを解決するものとし、教育委員会に損害を与えないようにしなければならない

い。

(個人情報の取扱い)

第14条 運営者が登録者から取得した個人情報は、草加市個人情報保護条例に基づき適切に管理する。

(所轄裁判所)

第15条 サイトの利用に関して、運営者と登録者との間に紛争が生じた場合は、さいたま地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(基準の変更)

第16条 運営者は、本基準を、登録者への予告なく変更することができる。

(その他)

第17条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、公布の日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

草加市生涯学習情報提供サイト登録申請書

年 月 日

草加市教育委員会 宛て

草加市生涯学習情報提供サイトにおいて、（ 団体 ・ 指導者 ）として登録を申請します。

| | |
|----------|--|
| ふりがな | |
| 代表者氏名 | |
| 住所 | |
| 電話・FAX番号 | |
| メールアドレス | |
| ふりがな | |
| 団体名 | |
| 主な活動場所 | |
| 活動・指導分野 | |
| 活動・指導内容 | |
| ふりがな | |
| 連絡先氏名 | |
| 住所 | |
| 電話・FAX番号 | |
| メールアドレス | |

第2号様式（第5条関係）

草加市生涯学習情報提供サイト登録承認通知書

年 月 日

様

草加市教育委員会

年 月 日付けで申請がありました草加市生涯学習情報提供サイト登録申請について、承認することを通知します。

また、あなたのID及びパスワードは次のとおりです。ID及びパスワードは責任を持って管理してください。

| | |
|-------|--|
| ID | |
| パスワード | |

第3号様式（第5条関係）

草加市生涯学習情報提供サイト登録不承認通知書

年 月 日

様

草加市教育委員会

年 月 日付けで申請がありました草加市生涯学習情報提供サイト登録申請について、不承認とすることを通知します。理由については、次のとおりです。

理 由

第4号様式（第11条関係）

草加市生涯学習情報提供サイト登録取消通知書

年 月 日

様

草加市教育委員会

草加市生涯学習情報提供サイトにおけるあなたの登録について、取り消すことを通知します。理由は次のとおりです。

理 由

第5号様式（第11条関係）

草加市生涯学習情報提供サイト登録抹消届

年 月 日

草加市教育委員会 宛て

団体・指導者名
住 所
代 表 者 氏 名
電 話 ・ F A X

草加市生涯学習情報提供サイトの登録の抹消を届出します。